資料１－１

規制改革推進会議の進め方について（案）

令和８年 11 月 27 日
規制改革推進会議決定

１．会議の開催

（１）令和９年夏までをサイクルとし、規制改革の審議を進める。

（２）会議は必要に応じ開催する。

２．ワーキング・グループ（ＷＧ）の設置

「ＡＩ・デジタル推進」、「医療・介護等」、「イノベーション・ＧＸ促進」、「地域活性化」、「人材力の強化」の５つのワーキング・グループ（以下「ＷＧ」という。）及び「自動運転・モビリティ」サブワーキング・グループ（以下「サブＷＧ」という。）を設置する。

各ＷＧ及びサブＷＧ（以下「ＷＧ等」という。）は別表に掲げる事項について議論を行う。

３．審議方法

（１）経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関して、規制改革実施計画のフォローアップも含め、調査審議を行う。

（２）本会議は、各ＷＧ等の審議状況等について適宜報告を受けるほか、会議全体で取り組むべき重要課題等を取り扱う。

（３）成長戦略に資する規制・制度改革について、日本成長戦略本部等と連携する。ＡＸに対応した規制・制度改革について、ＡＩ・デジタル改革推進会議と連携する。また、本会議は、議長ないしは各ＷＧ座長の判断に基づき、必要に応じて、関連する会議との連携に努める。

（４）令和９年５月頃を目途に答申を取りまとめる。答申の取りまとめは、本会議の審議を経た上で決定する。なお、答申を待たずに、改革を実現すべき事項については、早期の実現を求める。また、必要に応じて、本会議としての意見を取りまとめる。当該意見書についても、本会議の審議を経た上で決定する。

（５）本会議、ＷＧ等ともに意見を適宜発表する。ＷＧ等の「意見」は本会議の承認を原則とするが、議長の判断により事後承認とすることができるものとする。

（別表）ＷＧ等の所掌事項

ＷＧ名	事項
ＡＩ・デジタル推進ＷＧ	・行政・社会のデジタル化を含む社会全体のＡＸ／ＤＸの推進に資する規制・制度改革、官民連携の促進に必要な規制・制度改革に関すること。
医療・介護等 ＷＧ	・国民の健康増進、医療・介護等のエッセンシャルサービスの効率化・質の向上の実現に必要な規制・制度改革に関すること。
イノベーション・ＧＸ促進 ＷＧ	・エネルギー等の戦略分野、スタートアップ、イノベーションを始め成長基盤の強化のために必要な規制・制度改革（他ＷＧの所掌に属することを除く）に関すること。
地域活性化 ＷＧ	・地域の活性化、持続可能で強い地域経済の構築に向けて必要な規制・制度改革に関すること。
自動運転・モビリティサブＷＧ	・地域活性化等に向けて必要な規制・制度改革のうち、自動運転、ライドシェア等の地域の移動の足不足の解消に資する規制・制度改革、ドローン・空飛ぶクルマ等の社会実装に資する規制・制度改革に関すること。
人材力の強化 ＷＧ	・幅広い人材の育成・確保、柔軟で多様な働き方の実現に関する規制・制度改革に関すること。